

模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十七年七月二十九日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 協同組合落合ショッピングセンター

所在地 真庭市落合垂水六二八

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 協同組合落合ショッピングセンター

住所 真庭市落合垂水六二八

代表者の氏名 代表理事 伊藤 忠司

3 変更事項

(変更前)

(1) 大規模小売店舗の所在地 真庭郡落合町大字垂水六二八

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

ア 氏名 有限会社本佛商店

住所 真庭郡落合町大字西原五六一三

イ 氏名 有限会社大武衣料店

住所 真庭郡落合町大字垂水二〇八

ウ 名称 有限会社谷本玩具

住所 真庭郡落合町大字垂水五〇五一五

エ 名称 有限会社谷本生花店

住所 真庭郡落合町大字垂水四二六一一

オ 名称 有限会社伊藤写真館

住所 真庭郡落合町大字垂水四五六

カ 名称 有限会社平乃家

住所 真庭郡落合町大字垂水二四九

キ 名称 有限会社谷口靴店

住所 真庭郡落合町大字垂水二五二

ク 名称 有限会社中山薬局

住所 真庭郡落合町大字垂水一一四

ケ 名称 有限会社細井

住所 真庭郡落合町大字垂水一八三一五

- コ 名称 有限会社五向園
住所 真庭郡落合町大字下方一三一―
- サ 名称 協同組合落合ショッピングセンター
住所 真庭郡落合町大字垂水六二八

(変更後)

- (1) 大規模小売店舗の所在地 真庭市落合垂水六二八
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

- ア 氏名 有限会社本佛商店
住所 真庭市西原五六―三
- イ 氏名 有限会社大武衣料店
住所 真庭市落合垂水二〇八
- ウ 名称 有限会社谷本玩具
住所 真庭市落合垂水五〇五―五
- エ 名称 有限会社谷本生花店
住所 真庭市落合垂水四二六―一
- オ 名称 有限会社伊藤写真館
住所 真庭市落合垂水四五六
- カ 名称 有限会社平乃家
住所 真庭市落合垂水二四九
- キ 名称 有限会社谷口靴店
住所 真庭市落合垂水二五二
- ク 名称 有限会社中山薬局
住所 真庭市落合垂水一一四
- ケ 名称 有限会社細井
住所 真庭市落合垂水一八三―五
- コ 名称 有限会社五向園
住所 真庭市下方一三一―
- サ 名称 協同組合落合ショッピングセンター
住所 真庭市落合垂水六二八

4 変更年月日

平成十七年三月三十一日

二 届出年月日

平成十七年七月二十五日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十七年七月二十九日から平成十七年十一月二十九日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課